

各関係機関の長 殿

鹿児島県病害虫防除所長

令和7年度 技術情報第23号(ピーマンのムツスジアシナガゾウムシ)について(送付)



ピーマンのムツスジアシナガゾウムシについて、下記のとおり取りまとめましたので、周知およびご指導をよろしくお願ひいたします。

なお、本情報は、病害虫防除所ホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ag13/kiad/boujoshō/index.html>) にも掲載しています。

令和7年度 技術情報第23号

大隅地域の一部の施設ピーマンほ場で、ムツスジアシナガゾウムシによる食害が確認されました。ピーマンほ場において本虫の発生を認めたら、捕殺を行ってください。

1 対象病害虫 ムツスジアシナガゾウムシ

2 対象作物 ピーマン

3 発生状況

- (1) 本年11月末、志布志市、東串良町の一部の施設ピーマンほ場において、ムツスジアシナガゾウムシによる新芽での軽微な食害が認められたが、捕殺によりその後の被害の進展はない。
- (2) 病害虫防除所における志布志市、東串良町の施設ピーマンほ場(8ほ場)の10月からの巡回調査では、本種の発生や食害は認められていない。

4 防除上注意すべき事項

- (1) 本種の成虫(図1)は、生長点付近の新芽や葉柄を筋状に食害する(図2)。
- (2) 令和7年12月15日現在、ピーマンにおいて本虫に対する登録薬剤はないため、発生を認めたら捕殺を行う。成虫は寿命が長いため、成虫の捕り残しがあると、被害が継続する可能性がある。
- (3) 本種は野外からハウス内へ侵入すると考えられるため、次年度対策として、開口部(サイド等)には早めに防虫ネットを設置し、ハウス内への侵入を防ぐ。

5 その他

- (1) ムツスジアシナガゾウムシは令和5年10~11月に鹿屋市、大崎町、志布志市のサツマイモほ場で発生が確認された害虫(令和5年度特殊報第2号:令和5年11月22日付け参照)である。なお、県内ではサツマイモ、チャ、カンキツ、バレイショでの食害が認められている。



図1 成虫(体長:約9mm)



図2 成虫によるピーマン葉柄(裏側)の食害痕